

野田市手話検定試験受験料助成金交付要綱の一部を改正する
告示を次のように定める。

令和5年3月31日

野田市長 鈴木 有

野田市告示第81号

野田市手話検定試験受験料助成金交付要綱の一部を改正する告示

野田市手話検定試験受験料助成金交付要綱（令和2年野田市告示第68号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「児童の親権を行う者、未成年後見人その他の者で児童を現に監護するもの」を「同法第6条に規定する保護者」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。